

# 直轄河川維持修繕事業等に係る地方負担額の適債化

提案・要望先 総務省、国土交通省

## 提案・要望の要旨

直轄河川維持修繕事業及び直轄堰堤維持事業のうち施設の長寿命化に資する事業に係る地方負担額への起債充当の措置を講じること

## 【提案・要望の具体的内容】

〔現状及び課題〕

1. 高知県は台風や豪雨による浸水あるいは土砂災害が起こりやすい厳しい自然条件下にあるうえ、近年は、気候変動による局所的な集中豪雨が頻発する傾向にもある。

こうしたことから、治水の安全度を向上させるためには、河川改修事業等の計画的な推進とともに、堤防やダム等の既存施設の長寿命化と適正な維持修繕が大きな課題となっている。

2. 高知県の河川事業においては、直轄事業負担金に要する一般財源が全体の 64%を占めており、その中でも維持系の事業に要する一般財源がそのほとんど（約 90%）を占めている。

- ・ 平成 19 年度の高知県の河川事業費の一般財源総額：約 2,060 百万円

- ・ 平成 19 年度の直轄事業に係る県負担額と河川事業に占める割合

(単位:百万円)

直轄事業	事業費	県負担額			県の河川事業の一般財源に占める割合
			うち起債	うち一般財源	
改修系	5,410	995	860	135	6%
維持系	2,636	1,187	0	1,187	58%
合計	8,046	2,182	860	1,322	64%

3. 本来、国が管理する河川・堰堤施設の維持管理については、国が経費を全額負担して行われるべきであるが、現在、直轄河川の維持修繕事業等の一部は地方負担になっており、しかもこれらは全額一般財源でまかなわれている。

これらの中には、事業内容が施設の長寿命化に結びつくような予防的かつ投資的側面を持ち、本来、起債の対象事業となるべき施設の修繕的経費（堤防護岸等修繕、水門等修繕、堰堤修繕等）が高知県の場合では、3割程度含まれている実態がある。

〔要望内容〕

直轄河川維持修繕事業及び直轄堰堤維持事業の地方負担のうち、予防的かつ投資的側面を持つ施設の修繕的経費を起債対象とし、地方の負担が平準化できるよう要望する。